二　入国者収容所等において診療を行う場合には、診療に用いる器具、材料、薬剤その他の物品、医療設備について、入国者収容所長等が指定するもの以外のものを使用してはならないこと。

三　入国者収容所長等が許した場合を除き、被収容者と金品の授受をしてはならないこと。

四　被収容者と診療のため必要な範囲を明らかに逸脱した会話をしてはならないこと。

五　被収容者の逃亡を防止するために必要な措置を講ずること。

六　前各号に掲げるもののほか、入国者収容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある行為をしてはならないこと。

（調髪及びひげそり）

第五十条の二十四　法第五十五条の四十四の規定による調髪又はひげそりは、入国者収容所長等が指定する場所において行わせるものとする。

［条を加える。］

（感染症予防上の措置）

第五十条の二十五　法第五十五条の四十五に規定する法務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一　感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類その他の物品についての消毒、廃棄その他病原体の繁殖及び飛散を防止する措置

二　入浴、調髪、ひげそり又は洗濯を行わせないこと。

三　面会を行わせないこと。

四　運動の機会を与えないこと。

五　前各号に掲げるもののほか、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために入国者収容所長等が特に必要と認める措置

［条を加える。］

（警備用具）

第五十条の二十六　法第五十五条の五十一第三項に規定する警備用具は、次に掲げるものとする。

一　警棒

二　警じょう

三　さすまた

四　盾

［条を加える。］

（捕縄及び手錠の使用方法）

第五十条の二十七　被収容者を護送する場合に使用することができる手錠は、被収容者が法第五十五条の五十二第一項各号のいずれかに該当する行為をするおそれがある場合を除き、別表第八に定める第一種又は第三種の手錠とする。

2　被収容者に捕縄を使用する場合には、血液の循環を著しく妨げることとならないよう留意しなければならない。

［条を加える。］

（捕縄及び手錠の使用等の報告）

第五十条の二十八　入国警備官は、被収容者が法第五十五条の五十二第一項各号のいずれかに該当する行為をするおそれがある場合において、捕縄又は手錠を使用したときは、速やかに、その旨を入国者収容所長等に報告しなければならない。

［条を加える。］

（捕縄及び手錠の制式）

第五十条の二十九　法第五十五条の五十二第二項に規定する捕縄及び手錠の制式は、別表第八のとおりとする。

［条を加える。］

（保護室の構造及び設備の基準）

第五十条の三十　保護室の構造及び設備の基準は、次のとおりとする。

一　収容された者の身体を傷つけにくい構造及び設備を有すること。

二　損壊し、又は汚損しにくい構造及び設備を有すること。

三　防音上有効な構造及び設備を有すること。

四　室内の視察に支障がない構造及び設備を有すること。

五　適当な換気、照明、保温、防湿及び排水のための構造及び設備を有すること。

［条を加える。］